

令和 8 年中標津町議会 9 月定例会一般質問

通告	質 問 議 員	質 問 事 項
1	2 番 阿 部 沙 希 (P 2 ~ P 9)	子どもの発達・こころの専門医療体制について 1 専門医療の需要・現状把握を 2 地域における専門医療体制を 3 今後の専門医療体制整備を
2	1 1 番 江 口 智 子 (P 1 0 ~ P 1 3)	子宮頸がん予防対策の取り組み強化を 1 H P V ワクチン接種の実態は 2 子宮がん検診の実態は 3 子宮頸がん予防意識の向上を
3	5 番 平 山 光 生 (P 1 4 ~ P 1 9)	1 町内会加入率向上に向けた専門家活用を
4	1 5 番 松 村 康 弘 (P 2 0 ~ P 2 5)	1 地熱発電の調査に名乗りを 2 選択と集中を司れる人材を育成するために
5	3 番 栗 栖 陽 介 (P 2 6 ~ P 3 0)	地域内経済循環の強化に向けた産業連関表の戦略的活用について 1 地域内経済循環を支える一人ひとりの選択を 2 「乳製品の聖地」からふるさと納税につなぐ人材育成を 3 地域ブランド力を上げる戦略を

令和 8 年 9 月 定例会 一般質問

通告 1

質問 子どもの発達・こころの専門医療体制について

2 番 ^あ部 ^さ希 議員

【質問：阿部 沙希 議員】

2 番、阿部沙希です。子どもの発達・こころの専門医療体制について、について質問させていただきます。

子どもの発達やこころに不安を感じたとき、できるだけ早く気づき、必要な支援や医療につなげることが大切です。

本町には、町立中標津病院の小児科があり、日々地域の子どもたちの健康を支えていただいています。

私はまず、今ある小児科医療をこれからも地域の大切な医療として守っていくことが大前提だと考えています。そのうえで、子どもの発達やこころの問題については、一般の小児科診療だけではなく、発達の評価や診断、強い不安や情緒面の問題、行動上の困難、服薬管理など、より専門的な診察が必要になる子どももいます。

現在、本町でそうした専門医療を受けようとする、多くの場合、町外の医療機関への通院が必要になります。長い距離を通院することは子ども本人にとって大きな負担で、保護者にとっても仕事を休むこと、長い移動時間、場合によっては前泊や後泊を伴う交通費・宿泊費・医療費などさまざまな負担が生じます。さらに冬には長距離の雪道を運転し、暴風雪などの危険も考えながら通院しなければなりません。家庭によっては保護者一人で子どもを連れて長距離を移動することもあります。必要な医療を受け続けるためだけに、子どもと家庭の心身が少しずつ擦り減っていく。地方に暮らすということだけで、この負担をすべて家庭が背負わなければならないのかということも、地域医療の課題として考える必要があると思います。

そして、もう一つ考えなければならないことがあります。それは、今受診できているから、これからも大丈夫とは限らないということです。実際に専門医の高齢化が診療の縮小、新規患者の受け入れ制限などにより、それまで利用できていた医療機能が将来も同じように維持されるとは限りません。町外の受診先さえ確保できなくなり、継続的な診療や必要な服薬管理に支障が生じる可能性は決して遠い将来の話ではありません。子どもに必要な



専門医療は必要になってから突然つくることはできません。だからこそ、今ある小児科医療を大切に守りながら、その先につながる発達ところの専門医療について、受診先を失ってから慌てて探すのではなく、今から地域として備えておく必要があると考えます。

同じ根室管内の別海町では、町外の専門医療機関が将来利用できなくなる可能性を把握したことをきっかけに、町立別海病院で外部の専門医による発達精神外来を始めています。専門医を一人常勤で雇わなければ何もできないということではありません。根室管内の自治体が協力して、一つの地域として必要な医療機能を確保する方法も考えられます。大切なのは、専門医がいらないからできないと最初から諦めるのではなく、どうすればこの地域に必要な医療を残し、子どもたちを必要な医療へつなぎ続けることができるのか考えることだと思います。そこで3点伺います。

質問 専門医療の需要・現状把握を

答弁 今ある機能が縮小する可能性を前提に検討してまいります

【質問：阿部 沙希 議員】

1点目です。専門医療の需要・現状把握を。

本町では、子どもの発達やところの専門医療について、どの程度の子どもの必要としているのか、主にどこの医療機関へ通っているのか、初診までどのくらい待っているのか、長距離通院がどの程度必要になっているかなど、地域としての需要をどこまで把握しているのでしょうか。

また、現在、本町の子どもたちが利用している町外の専門医療機関について、医師の高齢化、診療の縮小、新患者の受け入れ制限など、将来の医療提供体制の変化をどのように把握しているのでしょうか。十分な把握をしていないのであれば、個人を特定するような情報を集めるのではなく、関係機関に寄せられる相談や紹介の状況などから地域全体の需要を把握し、現在利用している専門医療機能が将来縮小または失われた場合に、子どもたちを次にどこへつなぐのかについて、今から検討する考えはありませんか。

【答弁：町民生活部長】

阿部議員御質問の1点目、専門医療の需要・現状把握を、についてご答弁申し上げます。

発達やところの専門医療を必要とする子どもの把握については、保健センター、児童デイサービスセンターにおける相談や支援等による個別把握にとどまっており、プライバシーの問題もあることから、地域としての需要は把握できておりません。

また、町外の専門医療機関の診療体制の縮小、新規患者の受け入れ制限などについては、相談者からの情報などによりある程度把握してはいるものの、正確には把握できておりません。

阿部議員ご指摘のとおり、現在利用している専門医療機能が縮小または消失した場合に備え、次の医療機関やケア体制を今から事前に検討・準備していくことは極めて重要であると認識しております。実際に医療機関が消失した場合、すべての患者を一つの病院で受け入れることは困難であることから、地域の医療ネットワーク、病病連携・病診連携の活用による引継ぎや、医療情報の共有化により次の医師が対応できる準備を整え、失われてから探すのではなく、今ある機能が縮小する可能性を前提に検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：阿部 沙希 議員】

再質問させていただきます。

地域としての需要は把握できていないとの答弁でした。一方で、失われてから探すのではなく、今から備えることが重要とも答弁されています。

であれば、個人情報に配慮したうえで、町外受診の状況、待機期間、通院距離や頻度など、政策判断に必要な項目を定め関係部署等で定期的に集約し、地域の需要を継続して把握できる仕組みをつくる必要があるのではないのでしょうか。

令和8年度中にまず何を誰がどのように把握するのかを整理するお考えはありますか。

【答弁：町民生活部長】

ただいまの再質問につきましてご答弁申し上げます。

実際にその状況を詳しく正確に把握できるかどうかというところでございますけれども、そこについては個人情報のものがありますので、例えば医療機関に尋ねても、その部分についてはお知らせいただくことはできません。できるだけ町で持っている相談機関においてどのような相談件数があるのか、状況については把握に努めてはまいりたいと思いますけれども、先ほども申しましたように、正確に把握するのは難しいかというふうには考えてございます。実際に児童デイサービスセンターのほうでどれぐらいの相談があつてどこに通っているっていうのは、実績ですとかそちらのほうについては把握可能かと思えますので、そちらも参考にしながら考えてまいりたいなというふうに思います。

質問 地域における専門医療体制を

答弁 国・北海道の医師偏在対策状況を見据え医療提供体制構築を検討します

【質問：阿部 沙希 議員】

2点目の質問に移ります。2番、阿部沙希です。地域における専門医療体制を。

私は専門医を直ちに本町で一人常勤採用してくださいと申し上げているのではありません。今ある町立中標津病院の小児科医療を大切に守りながら、その小児科だけにすべて背負っていただくのでもなく、外部の専門や大学、北海道、他の医療機関などの力も借りて、地域全体で専門医療を支える方法を考えてはどうかという提案です。

例えば、外部の専門医による定期的な診療応援や非常勤の専門外来、医学部のある大学や道内医療機関との連携、北海道の医師確保施策の活用、根室管内の自治体による専門医療機能の共同確保、必要に応じた遠隔での専門医との連携など、常勤採用以外にも考えられる方法があります。こうした方法も含めて、本町や根室管内で子どもの発達とこころを診る医療機能を確保できないか具体的に調査し、根室管内で協力できることがないでしょうか。

また、既に発達精神外来を始めた別海町から学ぶべき点は、受診先が実際になくなり、子どもと家庭が行き場を失ってから対応したのではなく、将来的な変化を把握した段階から次の手段を考え始めたことにあると考えます。

本町でもできることがあるのではないのでしょうか。医師を地域に呼ぶことが難しいということと、地方に暮らすことで生じる負担や不利益をすべて子どもと家庭だけが背負うということは、別の問題であると考えます。

町として、こうした負担や不利益を少しでも小さくするために何ができるのか見解を伺います。

【答弁：病院事務長】

ご質問の2点目、地域における専門医療体制を、についてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、こどもの発達・こころの問題につきましては、できるだけ早い段階で子どもの変化や困りごとに気づき、必要な支援や医療につなげていくことが重要であると認識しております。

現状、専門性の高い医師を確保することは、専門医の不足、専門分野の集約化、地域への医師派遣体制の整備不足など状況は容易ではないものと考えております。一方で専門医を地域に配置することだけが地域の専門医療を確保する方法ではないものとも考えてお

ります。

ご質問にありました大学や北海道、道内医療機関との連携、外部の専門医による診療応援や専門外来、非常勤医師による診療、さらには根室管内の自治体や医療機関との連携などさまざまな方法が考えられます。

専門医がいらないから難しいと言うことだけで終わらせるのではなく、現在の体制を守りながら、国や北海道が進めている医師の偏在対策などの状況を見据えて、必要とされる医療提供体制をどう構築できるかを検討していくことが重要と考えております。

また、専門医療を受けるために、町外へ通院する子どもや保護者の負担については、他の疾患で町外へ通院する方たちもおりますことから、医療提供体制の確保という観点を持ち慎重に検討することが必要であると考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

【再質問：阿部 沙希 議員】

再質問させていただきます。

答弁では大学や北海道、道内医療機関との連携、外部専門医による診療応援、専門外来、非常勤診療、管内自治体との連携など複数の方法を示されました。

では、子どもが必要になったときに、その都度一から受診先を探すのではなく、平時からどこに誰がどのようにつながるのかという複数の接続ルートを町として整理しておく仕組みが必要ではないでしょうか。

令和8年度中に連携候補となる機関への紹介、協議を開始し、接続先と連絡ルートを整理するという考えはありますか。

【答弁：病院事務長】

ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

ご質問いただいた各種連携他とはですね、今現在、何年度からということではなく、既にこういう方々がいるというような、質問の1点目にも関係してくると思うんですけども、その需要、現状把握っていうのがまず1番最初ではないかなと思っております。

その後でいろんな部分での先ほど答弁申し上げました大学や道内医療機関、そういったところとどのようなことがこの町でできるのか、そのようなことを考えて、どのような形でお示しできるのかというところを、今後検討してまいりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

質問 今後の専門医療体制整備を

答弁 様々な可能性を調査し費用・支援の情報収集を行います

【質問：阿部 沙希 議員】

3点目の質問に移ります。2番、阿部沙希です。今後の専門医療体制整備を。

子どもの発達に早く気づく仕組みをつくっても、その後に診てもらえる病院がありません、初診まで何か月も待ちます、何時間もかけて町外へ通ってくださいという状態であれば支援は途中で止まってしまいます。通院そのものの負担から必要な受診を続けることが難しくなる家庭が生じることも考えなければなりません。子どもの課題に早く気づく仕組みと、気づいた後に必要な医療へつなぐ仕組みは、両方そろって初めて意味があります。

前の2点で伺った地域でどの程度専門医療が必要とされているのかという実態の把握と、本町と根室管内で専門医療機能を確保する方法について、町立中標津病院をはじめとする地域の医療機関、北海道、医学部のある大学、根室管内の自治体などと具体的な調査・協議を令和8年度中に始める考えはありませんか。その中で必要となる費用や利用できる国・北海道の財源や支援制度についても調べ、令和9年度以降の体制整備につなげていただきたいと考えます。

今、この町にある小児科医療を守ること、そして、小児科医療だけでは担うことが難しい専門分野については、地域の外にある専門性ともつながりながら考えていくこと。この2つは対立するものではなく、これからの地域医療を守るためにどちらも必要だと考えます。どのような地域的、制度的な制約があったとしても、この町で生きる子どもの命と健康を守り必要な医療へつなぐために、行政としてできる方法を探す努力を最初から諦めることがあってはならないと考えます。

専門医療を必要とする子どもが現れてから、どこへつなげばよいのだろうと探し始める町ではなく、必要になったときには、既に次につながる道がある町にしておく。そのために専門医がいらないからできないという結論から始めるのではなく、この地域の子どもたちに必要な医療をどのような方法なら守ることができるのかというところから、令和8年度中に具体的な検討を始めることについて、町長の見解を伺います。

【答弁：病院事務長】

ご質問3点目、今後の専門医療体制整備をについてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、子どもの発達については早期に気づき相談や支援の仕組みを整えたとしても、その後、必要な医療につながらなければ十分な支援にはならないものと認識

しております。

小児科、こころの発達領域を含め、すべての方が専門医療を必要になってから受診先を探すのではなく、将来的な医療提供体制の変化を見据え現段階から地域として備えておくことは重要であると考えております。

しかし、先ほども申し上げましたとおり、専門医の不足や集約化、現在、国や北海道が進めている医師の偏在対策などに注視したうえで、どのようなことができるのかを見定めていく必要があると考えております。時期は問わず、現在のみならず、将来を見据えても北海道や関係機関との連携体制の構築、本地域における専門医療の需要や診療体制確保などの検討が必要と考えております。その中で外部専門医による診療応援、専門外来、非常勤医師による診療、大学や他の医療機関との連携、遠隔による専門医診療などさまざまな可能性について調査するとともに、必要となる費用や利用できる支援についても情報収集を行ってまいります。

子どもたちが必要なときに必要な医療が受けられる環境を整えることは、安心して子育てができる地域づくりのためにも重要であると考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【再質問：阿部 沙希 議員】

再質問させていただきます。3点目では、町として北海道や医療機関との連携体制の構築、地域の専門医療需要や診療体制の検討、外部専門医や大学等との連携、遠隔診療などの可能性を調査し、必要な費用や利用できる支援についても情報収集すると答弁されました。

そこで伺います。この調査を担当者個人の情報収集で終わらず、調査した連携先、実現可能性、必要経費、活用できる国、北海道の制度を町の記録として整理し、庁内で共有し令和9年度以降の体制整備へ正式に引き継ぐ仕組みにしていけないでしょうか。

令和8年度中にその取りまとめまで行うお考えはありますか。

【答弁：病院事務長】

ただいまの再質問に対してご答弁させていただきます。

先ほど私の答弁にもちょっと出させていただいたんですが、時期を問わずというところをすごく強調させていただきたいなと思っております。今現在も困ってる患者さんがいるということはすべて把握はできていないですが、何かこうやってあげられることはないのか、そういったことは我々も通常から考えさせていただいております。1点目の質問、

2点目の質問にも関連してきますが、まずは現状を把握して、どういうところと連携ができるのか、どのような形で実現できるのかっていうことを今後、今現在も含めてですけど、しっかりと考えたうえで、お示しできるような形になればいいのかなと思っております。

また、根室管内にはですね、根室圏域地域医療構想調整会議というものがございます。今現在、しきりに医療構想というものが言われているんですが、その中で各町のウイークポイントだったり、こういうことが困っているということを出すことによって、また、そこで考えられる場所があるのではないかなというふうに思っております。

今現在は、いろんなことを考えたうえで調査、情報収集を行っていくということで進めたいなと思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

令和 8 年 9 月 定例会 一般質問

通告 2

質問 子宮頸がん予防対策の取り組み強化を

11 番 ^{えぐち}江口 ^{ともこ}智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

11 番、江口智子でございます。通告に基づきまして、1 件、子宮頸がん予防対策の取り組み強化について 3 点にわたり質問いたします。

質問 HPV ワクチン接種の実態は

答弁 令和 4・5 年度は北海道より低く令和 6 年度は本町が高い

【質問：江口 智子 議員】

子宮頸がんは、HPV ワクチンによる感染予防と子宮頸がん検診による早期発見という 2 つの有効な予防手段が確立した数少ないがんとされています。

本町においても、これまで対象者への個別通知のほか、ホームページや広報紙等を通じて、HPV ワクチンの接種勧奨や子宮頸がん検診の受診勧奨に取り組んできました。

令和 7 年 12 月定例会での一般質問の際は、HPV ワクチンについて、令和 6 年度の接種者が 514 人まで増加したことが示されました。しかし、キャッチアップ接種が終了した令和 7 年度は 116 名となっています。一方、子宮頸がん検診については、本町の受診率が依然として低い状況にあります。また、厚生労働省が公表した都道府県別 HPV ワクチン接種率を見ると、令和 6 年度の定期接種とキャッチアップ接種を合わせた北海道の単年度接種率は 11.7% で全国平均 15% を下回り、47 都道府県中 46 位となっています。令和 4 年度の 4.9%、令和 5 年度の 6.3% からは上昇しているものの、全国的に見れば依然として低い水準にあります。このことは、単に一つのがんの問題ではなく、若い女性の生命と健康維持、妊孕性、妊娠のしやすい精神と心の状態のことですけれども、この妊孕性の温存から、ひいては少子化対策や女性の就労継続、地域間の健康格差にまで関わる問題であると北海道産婦人科医会等が警鐘を鳴らしております。



そこで伺います。HPVワクチンの接種の実態についてですが、前述のとおり厚生労働省の最新の都道府県別データでは、北海道は47都道府県中46位となっていますが、本町の令和4年度から令和6年度までのHPVワクチン接種率について、対象者数、接種者数、接種率の推移と、この数値が北海道のほかの自治体と比較しどの程度の水準にあるのか伺います。

【答弁：町民生活部長】

江口議員、ご質問の子宮頸がん予防対策の取り組み強化をの1点目、HPVワクチン接種の実態はについてご答弁申し上げます。

本町のキャッチアップ接種を含んだ状況につきましては、令和4年度の対象者数は1,580名、接種者数69名、接種率4.4%、令和5年度の対象者数は1,659名、接種者数56名、接種率3.4%、令和6年度の対象者数は1,717名、接種者数は226名、接種率13.2%となっております。これに対する北海道の接種率は、令和4年度4.9%、令和5年度6.3%、令和6年度11.7%ですので、令和4年度、令和5年度は北海道より低く、令和6年度は本町のほうが高い状況となっております。

なお、北海道の自治体別接種率については公表がないため、他自治体との比較はできない状況でございます。

質問 子宮がん検診の実態は

答弁 令和4～6年度はいずれも北海道の受診率より低い状況

【質問：江口 智子 議員】

11番、江口智子でございます。2点目の質問をいたします。

子宮がん検診の実態について伺います。2年に1度推奨される検診の対象者数、受診者数、受診率の推移と、この数値が北海道の他自治体と比較し、どの程度の水準にあるか伺います。

【答弁：町民生活部長】

江口議員ご質問の2点目、子宮がん検診の実態はについてご答弁申し上げます。

令和4年度の対象者数は6,970名、受診者数280名、受診率8.3%、令和5年度の対象者数は6,793名、受診者数296名、受診率8.6%、令和6年度の対象者数は6,662名、受診者数は290名、受診率8.6%となっております。これに対する北海道の受診率は、令和

4 年度 17%、令和 5 年度 17.4%、令和 6 年度 17.8%ですので、いずれも北海道の受診率より低い状況となっております。

なお、1 点目同様、北海道の自治体別受診率については公表がないため、他自治体との比較はできない状況でございます。

質問 子宮頸がん予防意識の向上を

答弁 国の動向を踏まえマイナポータルで確実な個別勧奨を検討してまいります

【質問：江口 智子 議員】

11 番、江口智子でございます。続きまして、3 点目の質問、子宮頸がん予防意識の向上について伺います。

北海道全体の HPV ワクチン接種率が全国 46 位という状況を踏まえ、現在の周知・勧奨だけで十分と考えるか、接種率・受診率を実質的に引き上げるため、例えば未接種者、未受診者に対する再度の個別勧奨、学校や教育機関と連携し保護者も対象とした説明会の開催や SNS 等での接種と受診を一体化した情報発信など、本町として新たなアクションを検討する考えがあるか伺います。

【答弁：町民生活部長】

江口議員、ご質問の 3 点目、子宮頸がん予防意識の向上をについてご答弁申し上げます。

HPV ワクチンについては、例年 6 月に中学 1 年生、高校 1 年生相当の方に対し個別に勧奨文書、ワクチン接種に係る説明資料、予診票を郵送しております。

また、小学 6 年生、中学 2 ～ 3 年生については、勧奨文書を学校を通じて配布しているほか、町のホームページへの情報掲載を行っております。

子宮頸がん検診については、年度ごとに設定した対象年齢の方へ個別に勧奨通知を郵送するとともに、過去に受診歴がある方への電話勧奨、5 月に今年度 21 歳になる方への無料クーポン券送付のほか、9 月に未受診者への再勧奨通知の郵送、その他、年 4 回のチラシ折込、町ホームページ及び各種 SNS への掲載等により幅広く周知を行っております。

子宮頸がんは 20 歳代から増え始め、日本国内で毎年約 1 万 1 千人の女性が罹り、治療のため子宮を失ってしまう方も少なくなく、HPV ワクチンの接種と定期的な検診受診により予防できるがんであることから、接種率、受診率の向上は極めて重要であると認識しております。

今後につきましては、これまでの取り組みに加え、これから予定されている予防接種の

デジタル化や国のシステム構築の動きを踏まえ、マイナポータルを活用した対象者や保護者への確実かつタイムリーな個別勧奨通知の実施などについて、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

【再質問：江口 智子 議員】

11 番、江口智子でございます。子宮頸がんワクチン定期接種の対象者は、小学 6 年生から高校 1 年生となっており、ワクチン接種をするかどうかは保護者の意向が大きく影響します。子宮頸がんワクチンは特に副反応に不安を抱く人が多いため、接種率が上がらないのが実態と言えると思いますが、本町においてもワクチンの再勧奨がスタートした令和 4 年、5 年に比べ、キャッチアップの最終年度となった令和 6 年度の接種が大きく伸びたのは、迷いながら最終的に接種を決めるまでに数年を要した人が多かった数値ではないかと考えます。

本町の取り組みとして、保護者への個別勧奨通知を検討されるとのことですが、あわせてワクチンの期待される効果と副反応等デメリットについて、先ほど質問でも触れましたように、学校や医療機関と連携した講演会や説明会など開催できないでしょうか。

まちづくり出前講座では、メニューの 25 番目にがんの予防とがん検診がありますが、例えば女性特有のがんというメニューを別に設け、ワクチン接種とがん検診による早期発見、早期治療のサイクルについての講座を生徒と保護者一体で受講することで不安を払拭し、正しい理解の広がり期待できると考えますがいかがでしょうか。

【答弁：町民生活部長】

ただいまの再質問に対しましてご答弁申し上げます。

さまざまご提言をいただきました。町としてもできる部分あろうかなというふうに考えてございますので、今後、ニーズ調査等を踏まえながら、何ができるのか、講演会をやるのがいいのか、それとも詳しいまた案内に努めてまいるのかというようなことを検討してまいりたいなというふうに思います。

いずれにしても防げるがんだというのは先ほどから申し上げてるとおりでございますので、いかに町民の方々に対しての周知が必要なのかというのは十分認識してございますので、そちらを踏まえたうえで、検討してまいりたいなと思います。

令和 8 年 9 月 定例会 一般質問

通告 3

質問 町内会加入率向上に向けた専門家活用を

答弁 次年度に向けしっかりと検討してまいります

5 番 ひらやま ひろみ 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

5 番、平山光生です。町内会加入率向上に向けた専門家の活用について質問させていただきます。

令和 5 年 9 月定例会の厚生常任委員会委員会代表質問において、町内会加入率の低下に対し、町内会組織に詳しい専門家やコンサルティング会社等を活用し他地域の好事例を研究しながら、本町に適した取り組みを検討するよう提案いたしました。その際、町長からは専門家への相談や他地域の好事例を研究し、フォーラムの開催やシンポジウムなど全町内会連合会とともに実施の可能性を模索するとともに、なるべく早いうちに対応できるよう努力したいとの答弁がありました。

しかし、それから約 3 年が経過しようとしている現在まで、専門家を活用した取り組みは実施されていません。平成 2 年に 78.5% あった加入率も令和 5 年時には 36.7% になり、世帯数は増えているにも関わらず、この 3 年間でさらに低下し 30.19% となっています。

札幌市では、町内会の加入率向上や担い手確保を目的として専門家を派遣し、課題の聞き取りから改善策の実践・定着まで複数回にわたって伴走支援する町内会アドバイザー派遣制度を実施しています。国や北海道には、札幌市のような事業で外部人材の活用や地域課題の解決に活用できる支援制度があります。

例えば、総務省では地域課題の解決に向け外部専門家を活用する地域力創造アドバイザー制度を設けており、令和 8 年度には財政措置も拡充されております。こうした国の制度も活用すれば、町の財政負担を抑えながら専門家による継続的な支援を受けることが可能です。

第 7 期中標津町総合計画基本目標 1 では、地域の総意を代表する町内会の加入促進を図るなど、ともに支え合い助け合う地域コミュニティの活性化を図りますとありますし、第



3 期中標津町まち・ひと・しごと創生総合戦略基本戦略2にも自治・コミュニティ活動の推進が掲げられています。

中標津町強靱化計画では町内会や自主防災組織において、備蓄体制の構築や地域住民が名簿を活用して避難が進むよう体制の整備が必要であると計画されているように、自治体における町内会の重要性が高いことは言うまでもありません。

これ以上放置するのではなく、令和9年度から専門家を活用した具体的な取り組みを実施すべきと考え2点伺います。

1点目、令和5年9月の答弁以降、専門家の活用についてどのような検討を行ってきたのでしょうか。

2点目、町内会加入率の低下が続く中、国や道の制度も活用し、専門家による町内会への伴走支援を実施する考えはないか伺います。

【答弁：町民生活部長】

平山議員ご質問の町内会加入率向上に向けた専門家活用をについて、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、町内会の加入率につきましては減少の一途をたどっており、そのことにより地域コミュニティの希薄化や自主防災力の低下につながりかねないと危惧しているところですが、本町の住民世帯構造として、世帯数が増加しており総世帯数の約半数が単身世帯で構成されている現状、さらには外国人世帯の増加により加入率は減少傾向となっている状況がございます。

令和5年9月定例会の厚生常任委員会委員会代表質問、町内会加入率向上に向けた町の取り組みについてにおいて、専門家などへの相談を含め、他地域での好事例の研究や実施の可能性、シンポジウム・フォーラムの開催について全町内会連合会とともに模索してまいりたいと答弁したところです。

また、令和7年9月定例会の高橋議員からの一般質問、行政は町内会加入率減少に危機意識はにおいて、令和5年9月定例会の答弁から2年が経過しているが検討等は行われているかという旨の質問がなされ、開催や実施には至っていないことから、開催の可否も含めて具体的な方針などを全町内会連合会とも議論を重ねてまいりたい旨の答弁をしたところです。

さて、ご質問の1点目でございますが、具体的な検討には至っていないのが現状でございます。要因といたしましては、町内会への加入や活動が住民の自主的な意思に基づく任意であることから、行政主導による専門家の活用等にあたっては、活動の主体である全町

内会連合会との連携と合意形成が必要であります。これまで具体的な連携体制の構築や支援手法の協議について、全町内会連合会との調整を進めるまでに至らなかったことが取り組みが停滞した原因であり反省すべき点だと思っております。

しかしながら、この停滞感を打破するため、令和7年度より町内会の加入促進をはじめとする課題解決に向け、生活課内に団体連携調整官を新たに配置したところであり、調整官のもと、行政が町内会へ依頼している業務について役場内で全体調査を実施し、今後の業務のあり方について町内会の負担軽減の観点も含め、町として方向性を検討してまいりました。

また、町内会の加入手続きをサポートするアプリの開発を12月の本格稼働に向け進めているところでございまして、今後、各町内会への説明や必要なデータの作成、テスト稼働等を順次予定しており、デジタルツールの導入により加入手続きの簡素化や町内会の事務負担軽減が期待できるものと考えております。

次に2点目でございますが、町内会加入率の低下は深刻な状況にあると認識しております。昨年度から地域コミュニティの活性化について、全町内会連合会と協議をはじめ、加入率低下対策を講じていくことを双方で確認しており、これから協議することとなりますが、一方で全町内会連合会は任意団体として独自の立場を有しており、国や北海道の支援制度は大変有効な制度であります。ともすれば行政主導となり、独自性が損なわれる可能性があることから慎重な検討が必要であると考えます。

また、札幌市の町内会アドバイザー派遣制度のような伴走型の支援につきましても、調査研究を行うとともに、全町内会連合会とも議論を重ねてまいりたいと考えております。

町内会が将来にわたり持続可能な地域組織として維持されるよう全町内会連合会とも連携しながら取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。再質問させていただきます。

団体連携調整官を配置し、町内会の加入手続きをサポートするアプリの導入を進めているということは、一定の前進であると受け止めています。

一方で、これらは加入促進の一助にはなるものの、それだけで加入率そのものを高めるには十分ではなく、もう一段階踏み込んだ取り組みが必要ではないでしょうか。

また、答弁では単身世帯や外国人世帯の増加が加入率低下の一因として挙げられました。しかし、そうした世帯こそ地域と接点を持ち、町内会への理解や信頼を築き加入につなげていくことが重要だと考えます。

町内会の自主性を尊重することは大切ですが、行政が専門家の情報や活用できる制度、他地域の先進事例を示し町内会が自ら選択できる環境を整えることまで、行政主導と捉える必要はないと思います。町内会にはそれぞれ地域性や世帯構成の違いがあり、どの取り組みが加入促進につながるのかは一様ではありません。だからこそ、どのような手法があり、自分たちの町内会には何が適しているのかを知る機会が必要です。手法が分からないまま議論を重ねても、具体的な取り組みにはつながりにくいのではないのでしょうか。

令和5年の答弁から約3年が経過し、今回も調査研究を行う、議論を重ねるとのご答弁でした。加入率が30%を切る勢いで低下している中、これ以上研究にとどまるのではなく、まず令和9年度に専門家を招き、町内会役員が先進事例や活用できる制度、具体的な加入促進の手法を学ぶシンポジウム等を開催し、その後、希望する町内会に対して導入実践まで伴走支援する取り組みを進める考えはありませんか。

【答弁：町長】

再質問にご答弁申し上げます。

町内会の加入率の問題でありますけれども、依然として低調傾向が進んでいるということで、町としてもですね、住民の皆さまが楽しくというのももちろんでありますけれども、ある部分、危機感を持ちながらですね、生活していただくことも、いろんな大きな地震が来るということからも当然必要になるかと思います。

その中で町内会の活動でありますけれども、以前は非常に高かったというのは、やはりお葬式がですね、町内会主導で行われてたという、一定の町内会にお世話になるという役割がやっぱりあったというのが一つだと思います。

現状では、残念ながらそういったものがどんどんどんどん薄れてきているということでありますし、私の兄が札幌におりまして、町内会加入率はそこそこの率であります。なぜ高いかというと雪が降ってですね、町内会全体で排雪をしなければならないという負担が伴っている。それから、ある場所では街路灯のですね、負担を一部行っていたりですね、やはり自分たちで何かをしなければいけないという意識がですね、常にやっぱりついて回ってる場所は、それなりに加入率が高いんだというふうな認識もちょっと持っているところであります。

その中で、中標津町内はそういった負担もないですし、私の町内会は白樺町内会と申しますけれども加入率高いですね。他から見ますと。なぜかと思えば、やはり例えばごみの収集をですね、町内会単位でごみ収集場所を少なくしてですね、個人収集をしていないというようなこと、それに対して皆さんが協力的にですね、いろんなことを考えてくれて

るというのも一つだと思います。

ですから、そういった町内会単位です、やはり全体で何かをしようという意識を機運をしっかり高めていくというのは非常に重要なことだと思いますし、多分アドバイザーの方もですね、そういったご意見を賜るのではないかとというふうに思っております。

なるべくでしたらやはり町内会単位で、例えば一つは防災にしましてもですね、実際に自主防災組織を持ってるところも数あまり多くありません。そういったのを高めていくのもですね、町の役割だと思っておりますので、いずれにしましても、しっかりとした意見を聞きながらですね、町内会の皆さんと連携して、今後ともですね、率高まっていくようにですね、努力したいと思っておりますのでご理解願いたいと思います。

【再々質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。再々質問させていただきます。

町長がおっしゃるように町内会の負担があるっていうところは加入率が高いというのは、私のほうも重々承知しております。

しかしながら、この今ごみの収集の手段とかもですね、十分検討していきながら、この専門家の活用についても検討していきたいと今ご答弁いただいたところではありますが、ごみの収集だけではなく、いろんな普段の行事参加、地域コミュニティの活動というのも専門家の方はいろいろご指導してくださったりします。これは行政が必ず関わるべきものでなくても、町内会が自らやるイベント、取り組みなどを町内会独自で行っていくことも加入率向上に向けての一つの手段であるということで、こういったことを学べるのはやっぱりシンポジウム、各地の札幌市だけではなくてですね、各地でこういった課題を聞き取りしながら提案して伴走支援している方たちにご指導いただいたら、さらに町内会が各町内会で活性化につながっていくと考えます。この行政がどうしても関わるとなると一つにちょっと方向性が決まっていってしまうところがあるんですけれども、その手法を増やすためにも、令和9年度シンポジウムへの開催、これに向けて今年度中に検討していただきたいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

【答弁：町長】

ご質問にお答え申し上げます。シンポジウムに関しましてはですね、シンポジウムという形になるかどうか分かりませんが、しっかりと体制を持ちながらですね、加入促進に努めてまいりたいと思いますし、同時になぜ少なくなったのかという原因でありますとか、なぜ加入率の高いところがまだ残っているのかとかですね、そういった研究も町

内会のほうの連合会としてですね、しっかりとして意識づけにつながるようにですね、町としても連携とりながら促進してまいりたいと考えております。

【再々再質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。再々再質問させていただきます。

検討いただけるということでご答弁いただきました。あらゆる形、シンポジウムとなるかどうか分からないけど検討いただけるということですが、その検討というのは、今年度、令和9年度につながるように、今年度までに検討をしていただける、これはいかがでしょうか。

【答弁：町長】

お答え申し上げます。体制が整えばというふうなことになりますので、ちょっとお約束はできないんですけども、いずれにしましても、今年度、次年度に向けましてですね、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

令和 8 年 9 月 定例会一般質問

通告 4

質問 地熱発電の調査に名乗りを

答弁 どのような再生可能エネルギーが最適か検討します

15 番 まつむら 松村 やすひろ 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

はい。15 番、松村康弘でございます。このたびは2 点の質問を準備いたしました。

1 点目でございます。地熱発電の調査に名乗りをというテーマでございます。この夏、地球温暖化の影響が目に見える形で表れています。日本はもとより、世界中で過去に例のないようなすさまじい気候変動が起きています。そして、わが地域においても線状降水帯を伴う豪雨に襲われるようになりました。昨年の玉ねぎやジャガイモの粒の小ささは猛暑のせいだと言われています。海水温が下がらず雪は湿ったものになりサケマスの上流が激減し、知床のヒグマがやせ細って番屋に出てくる映像を見ます。いよいよ食料危機が現実になってきているのだと危機感を強めるものです。

しかしながら一方で、地球温暖化を阻止するための二酸化炭素削減の成果は一向に上がらず、日本の電力は相変わらず海外から輸入される石炭に大きく負った状態が続き、原発の再稼働も始まろうとしています。にもかかわらず、再生可能エネルギーへの取り組みが進みません。太陽電池パネルはメガソーラーが景観や生態系への影響が取りざたされ、釧路湿原や根室半島で設置が止まり、苫小牧市では未利用の市有地を提供し土地の有効利用を企画しましたが、事業者撤退されてしまいました。風力発電は立地に限界がきて、洋上へとシフトしている状況です。

このような状況下にあって国が地熱発電実用化に向けて力を入れ始めています。経済産業省所管のエネルギー・金属鉱物資源機構はこの7 月、蒸気や熱水量を調べる噴気試験を行う地熱フロンティアプロジェクトの調査地として上川町を選定したと報道されました。開発と時間と費用がネックであり、原子力発電所のようにハイテクを必要としない地熱蒸気によりタービンを回す地熱発電は、ビザなし交流で訪問した国後島でも実動しています。

日本は世界でアメリカ、インドネシアに次ぎ3 位の地熱資源国であるのです。二酸化炭



素排出量削減に向けて国を挙げて取り組む状況になってきていると考えます。

中標津町には野湯であるからまつの湯から煮えたぎる温泉が湧出していました。バイナリー発電といって高温の蒸気が手に入らなくても、水より沸点の低い熱媒を沸騰させてタービンを回す方法も実用化しています。

当町においては過去に九州の会社が自前のボーリング施設で国有林内において試掘をしたことがありました。しかし、掘削汚泥が川に流入し結局試掘は中止されたと報告を受けています。

この事実は民間事業者が乗り出してくるだけの資源量は埋蔵されているのだと思われ、この資源をそのままにしておいてはいけないのではないかと考えるものです。地球温暖化に対抗し官民を挙げて力を注ごうとしている中標津町ですが、この地熱発電の可能性について積極的に名乗りをあげ実現に向け活動していくことについて、町長はいかがお考えになりますでしょうか。1点目の質問でございます。

【答弁：町長】

松村議員ご質問の地熱発電の調査に名乗りをについて、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、近年の地球温暖化に伴う気候変動は、猛暑や局地的な豪雨、水産資源への影響など、私たちの身近な生活や一次産業、自然生態系に深刻な影を落としており、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入促進は、国を挙げて取り組むべき極めて重要な課題であると認識をしております。

その中でも地熱発電は、季節や天候に左右されず、年間を通じて安定した発電が可能なベースロード電源として期待をされており、豊かな自然資源を有する本町においても、有効なエネルギー資源の一つになり得るものと考えております。

一方で、地熱をはじめとする地下資源の開発を進めるにあたっては、地域の自然環境や景観の保全、さらには大切な観光資源である温泉源への影響、そして、何よりも住民生活の皆さまの理解と合意形成が極めて重要でございます。

ただいま、議員からもお話がございましたが、令和5年に本町においてヒートホール調査を実施した事業者におきまして、掘削汚泥がクテクンベツ川へ流出するという事案が発生いたしました。地域の環境を脅かす極めて遺憾な事態でありまして、その後、事業者が事業を断念するに至った経緯がございます。

こうした苦い経験から、地下資源の開発においては、環境保全対策の徹底と事業者の法令遵守、そして、それらに対する厳しい監視体制が不可欠であることを町としても強く再認識したところでございます。

このような経過を踏まえ、町としましては地熱発電の可能性を否定するものではないですが、開発にあたっては環境保全との調和が大前提であると考えており、自然環境や温泉資源、水資源が与える一次産業の影響を見極めながら、国・道施策、他自治体での先進事例等を注視するとともに情報収集に努め、どのような再生可能エネルギーが本町に最も適しているかなどを慎重にかつ総合的に検討を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：松村 康弘 議員】

15 番、松村康弘でございます。ただいまご答弁いただきましたけれども、前段の地球温暖化に関わる危機感というのは共有するわけでございます。そして、中標津町も環境基本計画等、官民を挙げてこれらに対抗していかなきゃならないという合意もできています。

しかしながら、現実にはメガソーラーが設置できない。海岸における風力発電もままならない。このような状況下において、では中標津町は何ができるのかという問いかけなのです。はっきりしているのは、中標津町には有望な熱資源が地下に埋まっているということです。これをどうするのか。ただいまのご答弁の中に、町民の合意形成が必要だと視点がございました。私もそうだと思いますし、環境保全に最大限の注力を払わなければならないことも十分承知しております。

それらのことを町が主体的に取り組んで、そして、中標津町としてこの地球温暖化に、私たちはこのように対抗していますという物語を実現していくときではないかと思えますけれども、町長いかがお考えになりますでしょうか。

【答弁：町長】

ご質問にお答え申し上げます。

地球環境に関しましては今後ですね、さらに状況が悪化するのではないかという議論はもちろんございますし、それ自体がですね、果たしてどうなのかという一方ではそれをちょっと疑うような議論もあります。

私個人としましては、やはり目で見てる感じでは地球の温暖化っていうのは進んでいるんだろうなという感じがしております。ただし、それに今言われておりますいろんな自然エネルギー、それから再生可能エネルギーの件に関しましてですね、どれが1番いいのかというあたりのことは非常に問題としましては悩みがあるところでございます。

例えばバイオガスも一つの家畜ふん尿由来のですね、バイオガス推進も一つの問題でありますし、再生可能エネルギーであります。そういった分かりやすいところであれば

いいのですけども、地熱発電しようと思ってですね、町が一方的に投資していくっていうのがなかなか厳しい状況があるかと思えますし、加えて水資源に今回影響があったという部分、あれは非常に我々の生活にとりまして直結する非常に重要な問題でございました。

したがって、あれをですね、一つの反省材料としまして、やはり慎重にならざるを得ないというのが現実だと思っております。地熱発電にとらわれずですね、いろんな発電の方法がございますので、それらを否定せずにですね、推進できるような体制づくりを、今後ともつくってまいりたいというふうに考えております。

質問 選択と集中を司れる人材を育成するために

答弁 選択と集中の判断力を養う機会として調査・検討してまいります

【質問：松村 康弘 議員】

2 問目の質問です。15 番、松村康弘でございます。2 問目の質問でございます。選択と集中を司れる人材を手に入れるためにという抽象的な表題でございます。ちょっと質問が長くなっておりますけれどもご理解いただきたく思います。

ゴールデンウィーク後の 5 月 26 日、全国町村議長会主催の講演会を東京国際フォーラムにて謹聴してまいりました。そこでの講演について強く得るものがあり、ここでの問題提起をいたす所存でございます。

講演は、地方創生の先行き―地域未来戦略とともにという表題で、講師、一般財団法人地域活性化センター理事長林崎治氏によってなされたものであります。講演は自己紹介として同氏が自治省入省後、ふるさと納税制度の創設や森林環境税に関わったことから始まりました。人口減少が進み地方が超過疎化になっていくことに対し、2014 年まち・ひと・しごと創生法を作り、地方創生という言葉を作り、キーワードには持続可能性を謳いあげました。されど、今日の東京一極集中は止まらず地方の人口は減り続け、一部の自治体で増えているといっても所詮は人口の奪い合い、地域同士のゼロサムゲーム。この 11 年の地方創生の取り組みは失敗だったのではなかろうかという問題提起につながってまいります。

しかしながら、その間、地域活性化センター主催の地方創生実践塾は各地で開かれ、2005 年以降、地方創生を担う人材育成を図るとともに地域活性化の実践的なノウハウを全国に普及するため、地方創生にかかる成功事例を共有する場としてワークショップ形式の研修を開催し人材は育ってきたのだと主張されます。北海道では富良野市と東川町で開催されています。ラベンダーで有名な富良野市ですが、ごみの究極分類と資源化に名をはせてお

りますし、東川町に関しては当町でも町職員の講師で招いて講演会が開催され、写真甲子園、町営の日本語学校や土地開発公社による宅地分譲と景観条例による三角屋根しか建設許可を出さないなど、強い独自性を発揮していることが知られています。

地域特性を踏まえたまちづくりと発信を続ける陰に、ここで育った人材たちが働いているのだなと実感いたしました。そして、このたびの高市政権による地域未来戦略の推進について講演は進みました。地域未来交付金として1,000億円だったものが2,000億円に上積みされ、これによって、例えば地場産品の販売促進や温泉施設等などの管渠整備にも支援が回ることになります。

ところがここで、一つ見逃してはならないポイントが提起されています。それは、国はこの地域未来推進型の地域未来交付金について、地方の伸び代と地域特性を最大限活かし、地場産業等の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し強い経済を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取り組みを計画から実施まで後押ししますから、これに対応できる人材育成について地域公共団体も備えてくださいと言っていることであります。町独自の自主性と創意工夫なくして地域未来交付金の交付はあり得ないのだとつくづく痛感した次第でございます。

例えば、これから我町は今日まで封印してきた道の駅的なものの創生へと進んでいきます。地球の丸く見える開陽台、北海道遺産・宇宙からも見える格子状防風林、その真ん中の人間と野生が調和できる可能性の商業集積の市街地、ここにどのような道の駅的な複合施設が構想されるのでしょうか。なっているものをもいでくることができる畑や命を安らがせる温泉も可能かもしれない。地球の未来を語り、人々を招き寄せるための施設の可能性。そんな可能性を追求できるかもしれないと心が震えました。今、当町においては2つのライバル会社の乳業工場が操業を開始しようとしています。このライバル会社をつなぐ共通の価値を、立地いただいている我町は持っていると考えます。この食品に関する生命の価値を地球社会に発信する主体にもなれるはずです。

林崎理事長の指導される地域活性化センターは地方創生大学校を令和3年に商標登録しました。そこへの派遣研修制度は令和8年度、全国から51人の研修生を受け入れています。ぜひ我町からも2名の人材を2年間出向させ、彼らに魂を揺さぶるような体験をしてもらって、地域づくりは人づくりが可能になるような体制を目指そうではありませんか。

ここに在籍し研鑽を続ける2年間で80人と全国ネットワークが構築できます。人脈・一生の財産を手に入れることになります。ぜひ、この地域活性化センターについて情報を収集し当町の若い職員を派遣すべきと考えますが、町長の御見解を伺います。

【答弁：総務部長】

松村議員ご質問の選択と集中を司れる人材を育成するために、についてご答弁申し上げます。

本町における職員の派遣状況につきましては過去 10 年間に於いて、北海道をはじめ関係団体等に対し年平均 3.5 人、最大で年間 5 人の職員を派遣しているところでございます。

これらの派遣は本町独自の目的のみならず、近隣市町村との広域的な連携による輪番制など、構成自治体としての責任を果たし、広域的な行政機能を維持するために必要不可欠な派遣を含むものでございます。

一方で、民間企業の採用活動が旺盛である中、全国的に公務員のなり手不足が叫ばれており、本町におきましても人材の確保や採用後の若手職員の定着に苦慮している現状がございます。組織として日々の住民サービスを滞りなく提供し、役場の基本機能を安定させることが最優先課題であることから、直ちに現場の実員を減らす新たな長期派遣を実施することは困難な状況でございます。

こうした状況にはありますが、昨年度、内閣府が実施する地方創生塾には本町職員も参加し、官民を超えた人的ネットワークの構築に加え、地域課題の解決に向けた年間を通じた議論を通して、課題整理や企画立案などの実践的な経験を積んだところでございます。

また、DX 推進のほか、窓口開設時間の見直しに向けた検討など、各種業務改善に取り組み組織の効率化を図ることで、新たなリソースを生み出すための努力を重ねているところでございます。

このような取り組みの積み重ねにより組織体制の安定化が図られ、各種タイミングが整った段階におきましては、地域活性化センターをはじめ、既存の関係団体以外の新たな機関への職員派遣につきましても、選択と集中の判断力を養う機会として、調査・検討してまいりたいと考えております。

なお、こうした長期の派遣におきましては、一方的な命令ではなく、職員自らのキャリア形成に向けた高い意欲や同意を前提としつつ、今後とも職員がその資質を最大限に高め、地域に還元できる人材育成につなげられるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 9 月 定例会 一般質問

通告 5

質問 地域内経済循環の強化に向けた産業連関表の戦略的活用について

3 番 くりす ようすけ 栗栖 陽介 議員

【質問：栗栖 陽介 議員】

はい。3 番、栗栖陽介でございます。地域内経済循環の強化に向けた産業連関表の戦略的活用について、関連する計 3 問、質問いたします。

質問 地域内経済循環を支える一人ひとりの選択を

答弁 町内で選ぶ・買う日々の積み重ねにつながる情報発信に努めます

【質問：栗栖 陽介 議員】

1 問目、地域内経済循環を支える一人一人の選択を。

本町は小樽商科大学に委託いたしまして、令和元年の中標津町産業連関表を作成いたしました。その結果、本町は町の外へ売っている額よりも、町の外から買っている額のほうが 19 億円多い。これが産業連関表の示す姿であります。

そして、もう一つ注目すべき数字が影響力係数という、町全体の生産にどれだけ大きく波及するかを示す数値であります。

本町で最も高かったのは畜産食料品の 1.402 で、32 部門の中で群を抜いて第 1 位でありました。乳製品の加工に需要を増やすことが、この町の経済全体に最も大きく響きます。

ここで私が申し上げたいのは、この理屈は町民一人ひとりの買い物にもそのまま当てはまるということです。19 億円の入超とは、この積み重ねであります。仮に町民一人が月に 1,000 円だけ多く町内で買い物をいたしますと、人口を約 21,758 人として、年間およそ 2,175 万円になります。決して小さな数字ではございません。

令和元年中標津町産業連関表は、せっかく費用をかけて作成した貴重な資料ですし、一部の間で共有されるだけではもったいないと思います。また、中標津で買って食べようという呼びかけを、なかしべつだよりで広報しておられることは承知しておりますが、この呼びかけに産業連関表の裏づけが加われば、言葉は格段に力を持つものと考えます。



先ほど申し上げました町民一人が月に1,000円多く町内で買い物をした場合の波及効果につきましても産業連関表を用いて試算し、分析結果とあわせて具体的な数字とともに、町民に分かりやすくお示しいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

【答弁：経済部長】

栗栖議員ご質問の地域内経済循環の強化に向けた産業連関表の戦略的活用についての1点目、地域内経済循環を支える一人ひとりの選択を、についてご答弁申し上げます。

本町では、地域経済の構造を客観的に把握し、施策の検討や効果の見える化に活用するため、令和6年に産業連関表を作成いたしました。この産業連関表により、町外からの購入が町外への販売を上回っている状況や特に畜産食料品分野の波及効果が大きく、町内経済を牽引する力を持っているという分析結果は、本町が地域内経済循環を強化していくうえで重要な示唆を得ております。一方で、産業連関表は専門性が高く、これまでは主として庁舎内での共有や施策検討の基礎資料として活用してきたところであります。

経済波及効果の算出にあたりましては、単なる購買額の乗算では算出が難しく、当該支出がどの産業分野にどれだけの波及効果をもたらし、次の産業の生産をどのように誘発していくかという産業間の複雑な経路を特定・シミュレーションする必要があり、さらには、当町経済の特色として周辺地域からの購入額も多く、町内生産品か町外生産品かによって波及効果が大きく変動することから、しっかりと精査・検証を重ねる必要があります。

以上のことから、議員からご提案をいただいた、町民一人が月に千円多く町内で買い物をした場合の具体的な経済波及効果を産業連関表を用いて試算することは、十分な精査を行ったうえで、必要に応じて波及効果が大きい町内生産の乳製品のPRも行い、町内で選ぶ、町内で買うという日々の行動の積み重ねにつながるよう情報発信してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問 「乳製品の聖地」からふるさと納税につなぐ人材育成を

答弁 直ちに制度化を進める段階ではないと考えています

【質問：栗栖 陽介 議員】

2問目に移ります。3番、栗栖陽介です。2問目、「乳製品の聖地」からふるさと納税につなぐ人材育成を。

1問目で申し上げましたとおり、産業連関表は乳製品の加工に需要を起こすことが町の経済に最も大きく響くと示しております。では、その需要をどこから持ってくるのか。私

は、ふるさと納税と観光の2つであると考えております。

まず、ふるさと納税の現状を申し上げますと、北海道の令和7年度の本町の実績は99位であります。また、本町の返礼品の登録数を見ましても乳製品は決して少なくないのがあります。ということは素材がないのではなく、伝え方と届け方の問題であると考えます。

本町は平成26年、全国に先駆けて牛乳で乾杯条例を制定して、今、明治と雪印メグミルク、大手乳業2社の基幹工場が同じ一つの町に立地しようとしております。これは全国のどこにもない条件であります。日本の乳製品をつくる中枢と言えるのは、本町だけあります。

そこで、お伺いいたします。本町を乳製品の聖地として位置づけ、製品・加工・食・学びが一つの町で完結する地域として対外的に打ち出す。そして、その聖地には価値を語れる人が必要であります。ワインにソムリエがいるように、乳製品にも味の違いを説明し、食べ合わせを提案し、その背景にある酪農と町を語れる人材が必要です。町独自の認定制度、なかしべつ乳製品マイスターを創設し、その方々に観光案内、食育、商品開発、ふるさと納税の紹介などを担っていただきます。この人材制度は既存のチーズ検定などとも連携し、まずは町民どなたでも受け入れられる入門級から小さく始めることができるものと考えております。

乳製品の聖地を掲げることと、乳製品を語れる人を育てること。この2つを一体のものとして、まずは着手できるところから進める考えはないか、町長にお聞きします。

【答弁：経済部長】

2点目の乳製品の聖地からふるさと納税につなぐ人材育成を、についてご答弁申し上げます。

乳製品の聖地としての発信や乳製品の魅力を説明できる人材を育成し、観光やふるさと納税につなげていくという考え方は、本町の強みを活かす視点として重要であると認識しております。町としても、これまで乳製品を含む地場産品のPRやふるさと納税返礼品の充実、各種イベント等を通じた情報発信に取り組んでいるところです。

一方で、新たな認定制度、いわゆる乳製品マイスターを町が主導して創設・運営することにつきましては、運営体制の確保や継続性、費用対効果等の観点から、現時点では直ちに制度化を進める段階にないものと考えております。まずは、両農協や商工会などで構成される中標津町牛乳消費拡大委員会を中心に、既存の取り組み活かしながら、町内における牛乳消費拡大の推進を一層進めてまいります。あわせて乳製品の魅力発信や消費拡大を推進するための事業者の皆さまとも連携を図り、実施可能な取り組みを積み重ねてまいります。

たいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問 地域ブランド力を上げる戦略を

答弁 知的好奇心を刺激する仕組みを協議し魅力向上につなげてまいります

【質問：栗栖 陽介 議員】

3番、栗栖陽介です。3問目、地域ブランド力を上げる戦略を。

根釧台地の格子状防風林は、平成13年に北海道遺産に選定されております。これほどの資源がありながら観光にはほとんど使えておりません。理由は大きすぎて地上に立っている人には見えないため、面白くないからであります。

しかし、私のこの大きすぎて見えないということこそが、ほかにはない強みになると考えております。例えば、開陽台の展望館で衛星画像を見せ、あなたは今ここにいますと現在地をお示しする。例えば、ビューポイントに方位と総延長の格子の一边を表示し、防風林の一边に沿って歩く「グレート・グリッドウォークー北海道・大地の格子を歩くー」を催すのです。我々にとっては慣れすぎた日常ですが、旅行者にとっては非日常であります。まず、見せ方と感じ方を変えることから始めるべきと考えます。

そして、これは2問目で申し上げた乳製品と切り離すことができません。格子状防風林は強い風から牧草地と牛を守るために造られたものであり、本町の酪農が成り立つための前提そのものであります。牧場を見て乳製品を味わい、防風林を歩きその大地の成り立ちを知る。この順序で案内したとき、訪れた方は本町の牛乳おいしい牛乳ではなく、この土地でしか生まれない牛乳として理解されるはずです。その体験と乳製品がセットで地域・乳製品の価値が高まり、ふるさと納税額も増えると思います。

格子状防風林につきましては、衛星画像、映像、AR、いわゆる拡張現実といった手法を用いて開陽台展望館への衛星画像の設置、もしくはARなどは導入できるのではないかと思います。そして、これを乳製品・酪農景観と結んで、地上から宇宙までの視点で本町を体験できる観光コンテンツへと育て、さらに海に鮭、台地に乳という広域の周遊ルートへとつなげていく。

本町が管内唯一の空港を有する玄関口であることも踏まえまして、この道筋で地域ブランド戦略を進めるお考えはないか、町長のお考えをお伺いします。

【答弁：経済部長】

次に3点目、地域ブランド力を上げる戦略についてご答弁申し上げます。

根釧台地の格子状防風林は、明治以降の開拓の歴史を物語る象徴であり、厳しい風雪から農地と暮らし、そして、何よりも本町の基幹産業である酪農を守り抜いてきた先人たちの知恵と労苦の結晶であります。格子状防風林は、強い風から牧草地と牛を守るために造られた酪農が成り立つための基盤そのものであり、大地の成り立ちを伝えるブランドストーリーは、本町の乳製品に、この土地でしか生まれないという付加価値を与えるための強力な一手になり得ると、その重要性を認識しているところでございます。

一方で、格子状防風林の活用については、開陽台展望館での動画放映や模型展示などによる観光資源としての活用を図ってきたほか、次世代を担う子どもたちのために、ナカシベツ大学や小学生を対象とした景観学習を実施し、教育を通じて地域の宝物としての意識醸成に努め、広域的なプロモーションの場面においても、G o o g l e のサービスを活用した宇宙からの視点で世界的スケールを視覚的に伝える情報発信を行ってきたところです。このように価値の普及とプロモーションに努めてきたところではありますが、地上に立つ旅行者からはその全容を捉えにくいという特性に対し、既存の取り組みをどう発展させ、大地のストーリーを体験価値としてどう届けていくかという点につきましては、地域ブランド力のさらなる向上のための課題であると受け止めております。

議員からご提案をいただきました衛星画像やAR技術の活用については、地上からの展望、ドローン、宇宙、そしてARへの視点を多層的につなぎ、旅行者の知的好奇心を刺激するような仕組みを、なかしべつ観光協会や知床ねむろ観光連盟とも協議を行いながら、地域ブランドの一つとして本町の魅力向上につなげてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。